

訓子府町職員を募集します

■職 種 社会福祉士

■募集人員 1 名

■応募資格

①社会福祉士の資格を有し、介護支援専門員実務経験者

②昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれた方

③普通自動車運転免許を取得されている方

■採用日 平成 22 年 4 月 1 日

■給与など 町職員の給与に関する条例に基づ

き支給

■応募要領 10 月 30 日(金)までに次の書類を提出してください(郵送の場合は当日必着)

①履歴書(写真添付) ②健康診断書

③身分証明書(本籍地の市町村長発行のもの)

■試験日時 11 月 10 日(火)9 時～

■試験会場 訓子府町役場

■試験内容 小論文、面接試験

■応募先 訓子府町役場福祉保健課

(〒099-1498 常呂郡訓子府町東町 398 番地

☎ 0157-47-5555)

国民健康保険・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

高額療養費特別支給金が支給されます

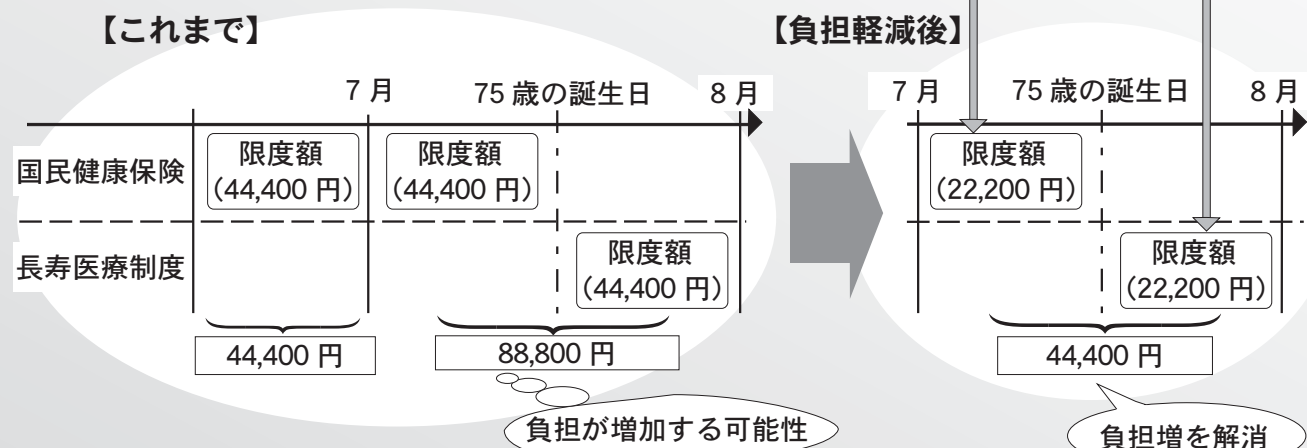
平成 20 年 4 月から 12 月までの間に 75 歳到達(1 日生まれの方は除きます)により医療保険制度の移行があった方の属する世帯で、一定額を超えて医療費をお支払いいただいた場合には「高額療養費特別支給金」が支給されることになりました。該当される方には、後日お知らせが届きます。

- ◆高額療養費特別支給金の仕組み◆
- 75 歳になられた方(1 日生まれの方は除きます)は、その誕生月には「誕生日前の国民健康保険」と「誕生日以後の長寿医療制度」の二つの制度に加入されていましたが、それぞれの制度で一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、他の月に比べて世帯としての負担が増加することがありました。
 - 平成 21 年 1 月以降は、誕生月のそれぞれの制度における自己負担の限度額を半分にする措置が講じられ、負担が増加することはなくなりました。
 - このたび平成 20 年 4 月から 12 月までに 75 歳になられた方(1 日生まれの方は除きます)についても「高額療養費特別支給金」としてさかのぼって支給し、同様に負担を軽減することとなりました。

例) 限度額の区分で「一般」(限度額 44,400 円)の方が、7 月に 75 歳になられた場合

この期間について、お支払いいただいた医療費が限度額を超えていた場合には、高額療養費特別支給金を支給します。

この期間については、後期高齢者医療広域連合からお知らせが送付されます



福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)

シリーズ「こくほ」⑥

「国保の明日を見据えて」

これまで、国民健康保険(国保)の現状や問題点について、毎回異なるテーマを取り上げてきましたが、最終回の今回は連載記事の論点を整理して説明します。

■国保事業の現状■

国保財政は危機的な状況

本町の国保財政は、危機的な状況にあります。歳入では、景気低迷などによる被保険者の所得の減少に加え、保険税の収納率低下、一方歳出では、介護納付金や後期高齢者支援金などの支払いのほか、高齢化による医療費の増加が主な要因です。このため、財源の不足分を一般会計からの繰り入れで補っています。

国保税の収納率にかかる問題

国保は、万が一の病気やけがの際に安心して医療が受けられるように、被保険者が普段から保険税を出し合い、必要な医療費に充てて相互に助け合う医療保険ですが、保険税の収納率は年々低下傾向にあり、財政を悪化させる要因の一つとなっています。保険税の滞納は、相互扶助や加入者負担の公平性の観点から問題があるといえます。

■国保事業の経営健全化に向けた取り組み■

収納対策の主な取り組み

負担の公平性の確保を重視し、短期被保険者証(有効期限が 6 か月以下のもの)や資格証明書の交付、職員による訪問徴収など収納率向上を目的としてさまざまな施策を実施しています。

一方、諸事情により保険税を納付することが困難な方については、納付相談の際、事情を考慮したうえで、保険税の分割納付など柔軟に対応しています。

医療費適正化の主な取り組み

生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

同一疾病で複数の医療機関で受診している重複受診者などに対して保健師による指導を実施しています。

■みんなの国保をみんなで守る■

国保事業の経営健全化実現には、町の取り組みに加え被保険者の皆様のご協力が不可欠です。一般会計からの繰り入れに頼る危機的な状況である今、国保の明日を見据えて、私たち一人ひとりが健康問題などについて考え、改善に向けた取り組みを実行しなければならないと考えます。

福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)

勤労者福祉資金融資のご利用を

区分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
資金使途	医療・災害・教育・冠婚葬祭・一般生活費など		
融資利率	年 1.60%		年 0.60%
融資金額	120 万円以内		100 万円以内
融資期間	8 年以内		5 年以内
償還方法	元利均等月賦償還(半年賦併用可)		

(融資利率は平成 21 年 4 月 1 日現在)

北海道では、中小企業にお勤めの方(育児・介護休業中の方も含まれます)、季節労働者の方、企業倒産など事業主都合で離職した方に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を融資しています。融資内容は左表のとおりです。

○問合せ 網走支庁商工労働観光課労働係 (☎ 0152-41-0635)

北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合